

重度障害者自動車燃料費助成事業について

対象となる方

芝山町に居住し、住民票のある方で、

- ・身体障害者手帳 1 級、2 級をお持ちの方
- ・療育手帳①、①の1、①の2、A の1、A の2級をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

※施設に入所している方、長期入院中の方は対象外です。

助成額

- ・月額 2,000 円、1 年度の上限額 24,000 円

※申請月により上限額は変わります。

上限額の例

4 月申請→年額 24,000 円

5 月申請→年額 22,000 円

3 月申請→年額 2,000 円

助成の要件

- ・車、バイクの所有者が対象者本人もしくは同一世帯員であること
- ・対象者本人もしくは同一世帯員が運転を行うこと

申請に必要な書類

- ・障害者手帳
- ・車検証(バイクの場合は標識交付証明書)
- ・運転する方の運転免許証

以上のものをご用意いただき、福祉課窓口にて申請書をご記入ください。



お問い合わせ先

芝山町役場 福祉課 福祉係

☎ 0479-77-3914

《ご注意ください！》

町では複数の外出支援事業を実施していますが、自動車燃料費助成事業は福祉タクシー事業等と併用できません。

○ 自動車燃料費助成事業《他事業との併用不可》

- ・ 年度上限額 24,000 円
- ・ 在宅の重度心身障害者の方に限ります。

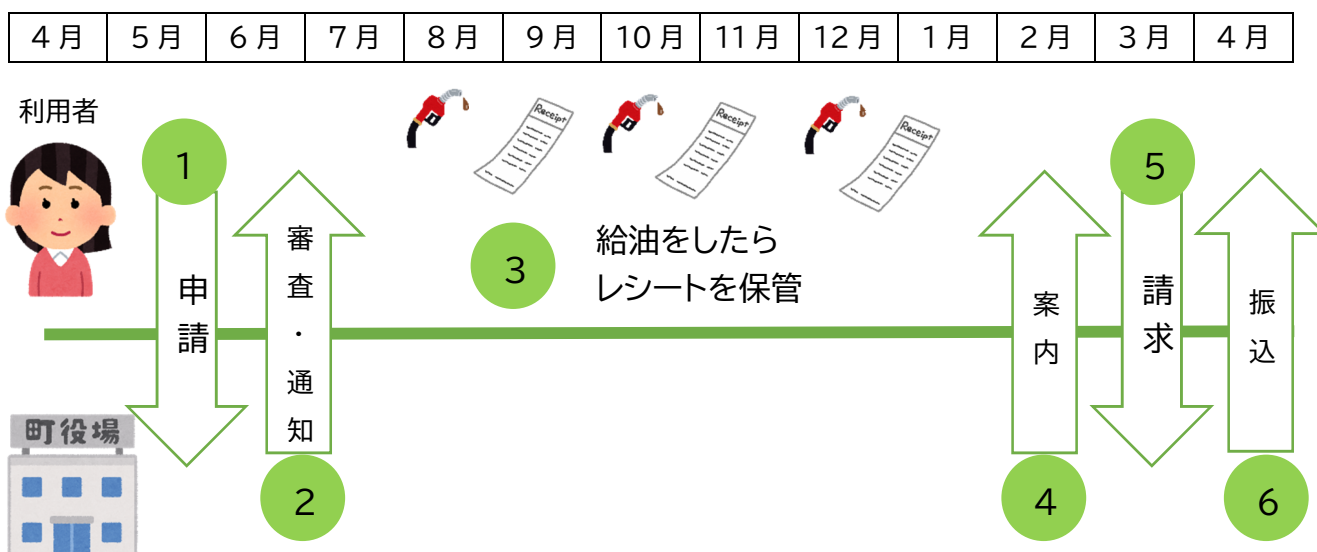
○ 福祉タクシー事業《移送サービス事業と併用可》

- ・ 1 回のタクシー利用につき 1,000 円上限に助成(年間上限 48,000 円)
- ・ 重度障害者の方が対象です。
- ・ 施設入所中や入院中の方もご利用いただけます。

○ 移送サービス事業《福祉タクシー事業と併用可》

- ・ 1 回のタクシー利用につき 2,000 円上限、月 5 回まで(年間上限 120,000 円)
- ・ 在宅の要介護認定、要支援者認定を受けている方が対象です。

《申請から助成金受け取りまでの流れ》



- ① 《利用者》 必要書類と共に申請書を町役場に提出します。
- ② 《町役場》 申請書類を審査し、助成の可否を通知します。
- ③ 《利用者》 給油をしたら、請求までレシートや領収書を保管してください。
- ④ 《町役場》 2 月頃に、請求のご案内と請求書を送付します。
- ⑤ 《利用者》 3 月中に、請求書と併せて保管していた領収書をご提出ください。
- ⑥ 《町役場》 翌年度の 4 月中に、指定の口座に助成金を振り込みます。